公取北海道　NEWS

＜令和8年2月号＞

公正取引委員会シンボルマーク

　このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウオッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。
　また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。
　全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局
北海道事務所

※　本通信は、令和８年４月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。
　現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和８年３月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。
　つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。
　詳細は7頁を御覧ください。

Ⅰ　最近のトピック①

イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開

当委員会の紹介ページに**「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開」**が追加されました。

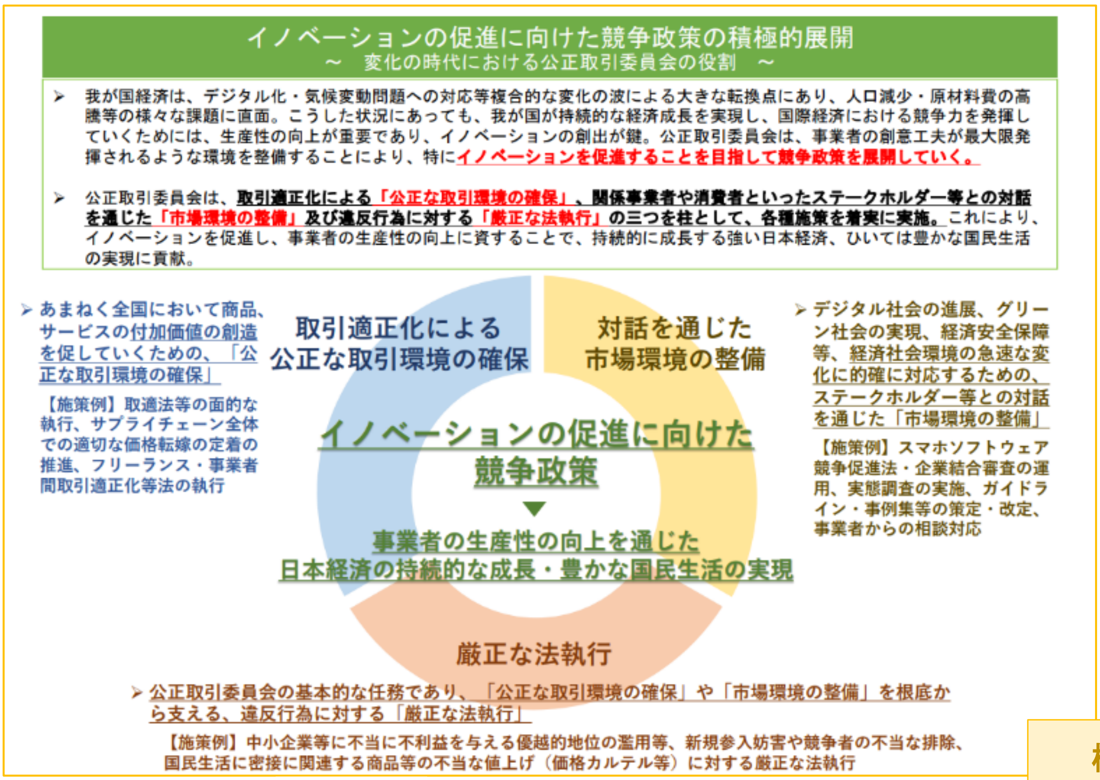

概要

全文はこちら。

Ⅰ　最近のトピック②

再掲

「下請法」は「取適法（とりてきほう）」に！

特設サイトはこちら。

Ⅰ　最近のトピック③

再掲

労務費転嫁指針　改正

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」といいます。）を策定・公表しているところ、令和7年12月26日、「労務費の適切な転嫁に向けた取り組み事例」等を追加するとともに下請法が取適法に改められることなどを踏まえて、改正を行いました。

改正後の労務費転嫁指針はこちら。

Ⅰ　最近のトピック④

道内最大級の公務員のお仕事説明会に参加！

道内33機関が参加する、北海道内最大級のお仕事説明会（「HOKKAIDO PUBLIC NEXT 2026」）に参加しました。

当委員会をはじめとした国の機関のほかに、裁判所、北海道庁、札幌市役所も参加するイベントで、公務員を目指す学生を中心に幅広い方々にお越しいただきました。

当事務所もマスコットキャラクターのどっきんとオットリー長官を携えてブースを開設し、公正取引委員会の役割や北海道事務所で経験できる仕事を参加者にお伝えしました。

今月、当委員会ホームページ上で新しい採用パンフレットや内定者の声が掲載されましたので、周囲で公務員を目指す方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただけますと幸いです！

採用情報はこちらから。

採用パンフレット

内定者の声（総合職）

内定者の声（一般職）

Ⅱ　事件処理

（株）長登屋に対する勧告について

とっきんの事件ポイントざっくり解説！

☑今回の事件は**長登屋**が
<u>「**代金の減額**」</u>を行った事件だよ！

☑**事件の特徴は…**

①自社が販売する菓子等について、
<u>**商品の希望小売価格や仕入金額に一定率を乗じた額を、代金から差し引いて**</u>いたんだよ！

②典型的な違反行為である減額が長年に渡って慣習として続いていたものだよ！

☑**メッセージ**

委託事業者の皆さん！
発注時に定めた代金を全額支払っているか<u>**自主点検**</u>をしてね！
取適法（下請法）違反が見つかった場合には、直ちに改善するとともに、公正取引委員会に<u>**自発的申出**</u>をしてね！

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

株式会社長登屋に対する勧告（概要）

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

（株）長登屋（発注者） → 受注者（１３名）

●製造委託の内容

自社が販売する菓子等の製造を委託

●違反行為の概要（代金の減額）

株式会社長登屋は、令和６年９月から令和７年９月までの間、受注者１３名に対し、代金の額から約５４００万円を減額（※１）した。

（内訳）値引Ａ（※２）：約　５００万円（　８名）
値引Ｂ（※３）：約４９００万円（１３名）

※１　下請法では受注者に責任がないのに、発注時に定められた代金から一定額を減じて支払うことを禁止している。
※２　商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。
※３　商品の仕入金額に一定率を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。

公正取引委員会からの勧告の内容

■以下の２点について、取締役会の決議により確認すること
- 上記の減額が下請法の規定に違反するものであること
- 今後、中小受託事業者（※４）に責任がないのに、製造委託等代金（※４）の減額を行わないこと

■取適法（※４）の遵守体制を整備すること　など

（※４）下請法は、令和７年改正により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）となった（令和８年１月１日施行）。
取適法では次のように用語が変更されている。
- 「下請代金」　→「製造委託等代金」
- 「親事業者」　→「委託事業者」
- 「下請事業者」→「中小受託事業者」

報道発表資料は<u>こちら</u>。

Ⅲ　御案内①

今年度もたくさんご利用いただきました！

公正取引委員会が職員を講師として派遣する「独占禁止法教室」について、本年度、道内では、16回の授業を行いました！

（令和8年2月 13 日時点）

フリーランスとしての社会的活躍が予想される専門学校生を対象に、フリーランス法の説明を中心とする「独占禁止法　feat.フリーランス法」も始まりました！👀（既に5校で実施！！）

開催実績は[こちら](#)。

専門学校生を対象とした
独占禁止法教室 feat. フリーランス法の様子

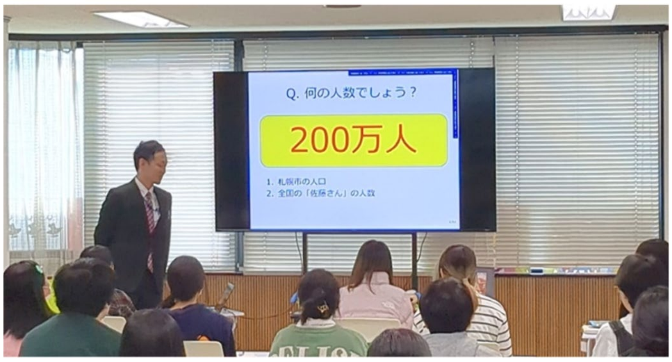

大学生向けでは、授業内容を学校様の御要望に合わせ決定。
スマホ新法を中心にした講義なども行いました。

中・高生向けでは、競争を体験する
シミュレーションゲームを実施することも！

Ⅲ　御案内①続き

御利用をお待ちしています！

独占禁止法教室の概要

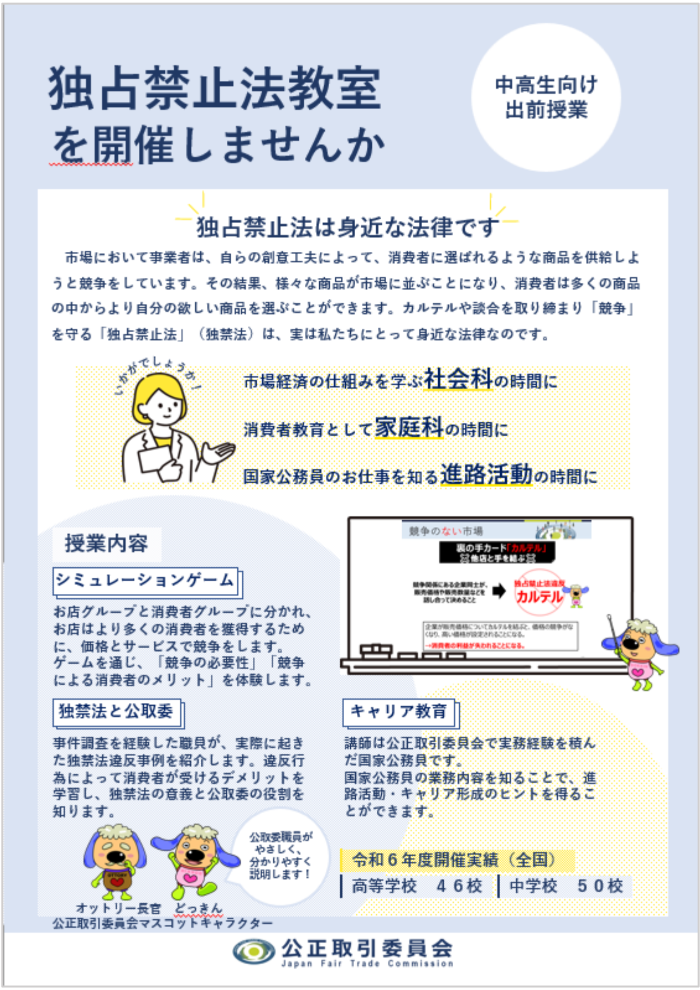

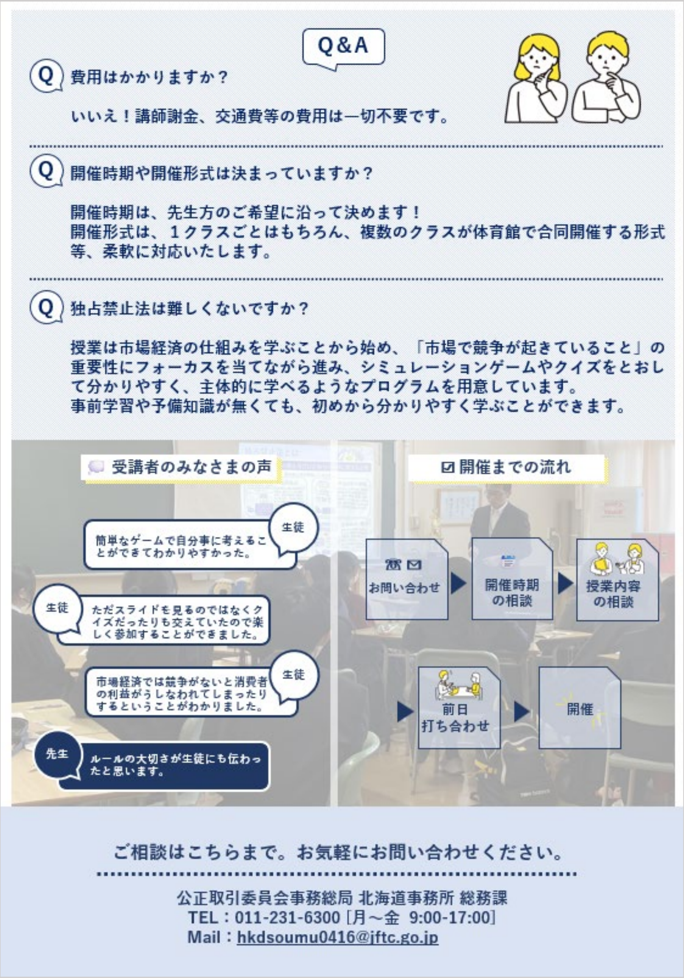

学生を対象とした独占禁止法教室のほか、消費者向けの「消費者セミナー」の開催なども承っております。

講師派遣や講習会のお知らせは[こちら](#)。

気になるものがありましたら、お気軽に各ページ記載の連絡先まで御連絡ください。

Ⅲ　御案内②

公取北海道 NEWS は**メールマガジン**へ！

　これまで冊子でお届けしていた情報を令和8年度よりメールマガジン形式で配信します。（メール配信に完全移行！）

　全国的なお知らせは定期的なまとめ配信、当事務所のホットなトピックはリアルタイムにお届けできるようなメールマガジンを目指し、準備中です。

　忙しい合間でもサッと確認でき、深く知りたい情報は当委員会HPでじっくり。より便利でより活気あふれる広報を目指してアップデートしていきます。

引き続き、配信登録をお願いします

公取北海道 NEWS ページ

本誌は４月よりメールマガジンになります！ （詳細は７ページ）
どなたでも登録いただけますので、リニューアルを機にぜひご登録ください！

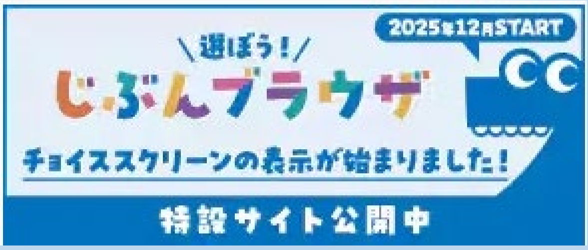

スマホ新法の施行に合わせてスクリーンチョイスの特設サイトや
PR動画（YouTube）が公開されています！

公正取引委員会は、各種ＳＮＳで情報発信を行っています！

X ＠ｊｆｔｃ（旧：Twitter）

Facebook ＪａｐａｎＦＴＣ

YouTube ＪＦＴＣｃｈａｎｎｅｌ

【発行元】
公正取引委員会事務総局北海道事務所　総務課総務係
電　話：０１１－２３１－６３００（代表）
〒０６０－００４２
札幌市中央区大通西１２丁目　札幌第３合同庁舎